

審査意見書に基づく実施計画書の変更内容（審査意見書に対する主な対応）

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容等
<p>1 調査、予測及び評価の手法について</p> <p>(1) 大気汚染</p> <p>実施区域周辺は複雑な地形であるため、施設の稼働による周辺への影響は、平坦地の場合よりも著しいものとなることが懸念される。このため、事業者においても、短時間高濃度発生時の拡散シミュレーションや風洞実験を計画しているが、調査及び予測に当たっては次の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分に常時監視局等の資料調査を行い、実施区域周辺の上層気象や、地形等による局地気象の特性を把握する。 上層気象観測等の現地調査については、資料調査で得られたデータを活用して、適切な時期等を計画する。 風洞実験及び拡散シミュレーションには、資料調査及び現地調査により得られた情報を適切に反映する。 温度成層の形成による影響も懸念されることから、既存の温度成層風洞実験で得られている知見も活用する。 	<p>常時監視局（秦野市役所局）、秦野衛生センター屋上、権現山山頂の既存資料調査により、実施区域周辺の上層気象や、地形等による局地気象の特性を把握しました。</p> <p>上層気象調査等の現地調査について、各季節の気圧配置等の特性を踏まえ、各季節を代表する気象状況等が把握できる時期に設定しました。</p> <p>既存資料調査結果及び現地調査結果を踏まえて、風洞実験の風向及び風速並びに拡散シミュレーションの条件を適切に設定しました。</p> <p>クリーンセンター煙突と権現山や弘法山等の山地との位置関係に類似している既存の温度成層風洞実験結果を用いて、大気安定度が不安定時及び安定時における濃度について検討しました。</p>
<p>(2) 悪臭</p> <p>焼却炉の休止時には、脱臭設備によりピット内臭気の外部への流出を防止しているが、施設稼働時のみならず休止時の予測及び評価を行うこと。</p>	<p>全炉停止時には、環境保全対策として、脱臭装置（活性炭吸着式）を設置し脱臭を行うこととし、定性的な予測及び評価を実施しました。</p> <p>また、事後調査として施設稼働時及び非稼働時の悪臭調査を実施します。</p>
<p>(3) 植物・動物・生態系</p> <p>1. 現地調査結果に加えて、レッドデータブックの生物調査報告書など蓄積されている既存データも十分に活用し、予測及び評価を行うこと。</p> <p>2. 植物相の調査は目視観察により行うとあるが、イネ科など目視観察だけではその場で同定できない植物もあるため、個体数が多い場合は標本作製するなど、同定漏れのないように調査を行うこと。</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（平成18年、神奈川県立生命の星・地球博物館）等の既存資料調査及び地元有識者からの聞き取り調査を行い、予測及び評価は、これらの調査結果も踏まえて実施しました。</p> <p>イネ科等その場で同定が困難な種については持ち帰って同定することにより、同定漏れのないように配慮しながら調査を実施しました。</p>

審査意見書の内容	審査意見書に基づく実施計画書の変更内容等
<p>3. 鳥類の調査は各季1～2回実施するとしているが、実施区域は渡り鳥の飛来が想定される丹沢大山に連なる地域にあるため、必要に応じ回数を増やすなど調査を適切な時期に行うこと。</p>	<p>鳥類の調査については、実施計画書に記載した内容の調査に加え、鳥類の渡りの時期に相当する春季（4月に2回）及び秋季（9月及び10月に各1回）に、定点観察法による調査を実施しました。この調査では、猛禽類の渡りの状況を調査するとともに、中小型鳥類の渡りの状況についても同時に調査しました。</p>
<p>(4) 景観 市中の中高層の建物や近隣からの日常的な景観について、現地踏査で適切な調査地点を設定し、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>市中の中高層の建物や近隣からの日常的な景観の観点から現地踏査を行い、実施区域に比較的近く、また、実施区域を望む方向がなるべく重複しないように、北西方向の地点としてジャスコ屋上、北方向の地点として県立秦野曽屋高校を設定して、予測及び評価を実施しました。</p>
<p>2 その他</p> <p>(1) 煙突の高さと位置 大気環境と景観への影響は煙突の高さと位置により異なるが、これらの影響を同時に軽減することは難しい。そのため、風洞実験や拡散シミュレーションによる大気汚染の予測結果とフォトモニターによる景観の予測結果から比較検討を行い、予測評価書案にはその検討経過をできるだけわかりやすく記載すること。</p>	<p>風洞実験による大気汚染の予測結果とフォトモニターによる景観の予測結果から比較検討を行い、実施計画書では煙突高さを59mに想定していましたが、最終的に煙突高さを80mとした検討経過をできるだけわかりやすく記載しました。</p>
<p>(2) 住民への情報提供等 事業者は情報提供や説明会等を実施してきたが、住民からは焼却施設の処理方式への疑問や大気汚染による健康の影響などの意見が提出されている。したがって、今後予測評価書案作成に当たっては、住民の疑問や不安に対して十分な説明を行うこと。特に近隣住民に対しては引き続き情報提供等に努め、一層のコミュニケーションを図ること。</p>	<p>予測評価書案作成にあたっては、上層気象調査時には見学及び説明会を開催（3回）して、一層のコミュニケーションの確保に努めるとともに、現地等調査結果の中間報告やクリーンセンター建設計画における進捗状況等についての報告をクリーンセンター地元協議会、クリーンセンターニュースの発行及びホームページ等を通じて行い、情報提供を図りました。</p> <p>また、平成20年10月18日には、地元の御門自治会員と一層のコミュニケーションを図ること及び情報の提供を目的として「クリーンセンター建設事業環境影響評価における予測評価結果の概要についての説明会」を開催しました。</p> <p>今後も環境影響評価手続等を通じて近隣住民への情報提供等に努めるとともに、工事着工後においても、必要に応じて説明会等を開催するなど、より一層のコミュニケーションを図っていく方針です。</p>

その他の実施計画書の主な変更内容

関連項目等	変更点	変更理由
大気汚染 (地上気象・環境大気) 土壌汚染	大気汚染及び土壌汚染の実施区域周辺の現地調査地点として、御門地内(実施区域地元自治会内)を追加。 <環境大気・土壌調査地点> 「実施区域1地点及び周辺4地点」 「実施区域1地点及び周辺5地点」 土壌汚染の周辺調査地点については、ダイオキシン類のみ調査。また、追加した御門地内の地上気象についても同時期に調査。	地元自治会の要望を踏まえ、大気濃度の状況をより詳細に把握し、予測評価の精度を高めることなどを考慮して追加しました。
大気汚染 (環境大気)	実施区域における二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の現地調査期間を変更。 <調査期間> 「4季に各1週間の連続調査」 「 <u>通年連続調査</u> 」 塩化水素、水銀及びダイオキシン類は4季に各1週間の連続調査。	実施区域において、より綿密な調査を実施し、精度の高い予測評価を行うため変更しました。
大気汚染 (道路沿道)	工用及び関係車両の走行による、道路沿道大気汚染の予測地点を追加。 <予測地点> 「主要ルートとなる秦野二宮線沿道の代表1地点」 「主要ルートとなる秦野二宮線沿道の代表2地点」	より適正な予測評価を行うため、予測地点を追加しました。
大気汚染 (計画目標値)	・塩化水素の公害防止に係る計画目標値を変更。 「 <u>50ppm以下</u> 」 「 <u>30ppm以下</u> 」	再度の検討により、より厳しい数値目標を設定することで、さらなる住民への配慮を行い、適正な排ガス管理に努めるため変更しました。
水質汚濁 (排水計画・評価項目)	・排水計画の変更(洗車排水及び生活排水の放流先)。 「浄化槽処理を行った後、 <u>河川へ放流する</u> 」 「 <u>公共下水道へ放流する</u> 」 その他の施設内で発生する排水は場内再利用を原則とする。 ・このことから、環境に与える影響の付加はなくなるものとなるため、評価項目の「水質汚濁」を削除。	現地調査の結果、秦野衛生センターの上流及び下流において、水質の一部項目が環境基準を超えている現状を考慮して変更しました。

関連項目等	変更点	変更理由
事業内容 (処理方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターの対象ごみ処理方式の変更。 既定の2方式(「ストーカ式焼却+灰溶融方式」及び「流動床式ガス化溶融方式」)に、「ストーカ式焼却方式」及び「流動床式焼却方式」の2方式を追加。 <対象ごみ処理方式> 「 <u>2方式</u> 」 「 <u>4方式</u> 」	当初の2方式選定時から現在までに、灰の資源化をめぐる背景等に変化が生じてきたことなどを踏まえ、検討委員会で審議した結果を尊重し追加しました。
事業内容 (計画規模)	<ul style="list-style-type: none"> ・灰溶融炉の日当りの処理能力の変更。 ストーカ式焼却+灰溶融方式の処理能力を変更。 <計画規模> ストーカ式焼却炉(約200t/日)+灰溶融炉(約24t/日) 合計 <u>約224t/日</u> ストーカ式焼却炉(約200t/日)+灰溶融炉(約16t/日) 合計 <u>約216t/日</u>	飛灰は塩基度が高いことから溶融温度を上昇させるなどの課題が指摘されていることを考慮し、灰溶融の対象から除外したため、灰溶融炉の規模を変更しました。

その他の実施計画書の主な変更内容については、神奈川県環境影響評価条例の規定に基づき、変更届出書により対応しています。